

# 平成30年監督指導白書

名古屋北労働基準監督署

当署が平成30年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理を行っていただきますようお願いいたします。

## 【監督実施状況】

(表参照)

平成30年は、過重労働対策、労働災害防止対策を重点に、1244件の事業場に対し、臨検監督

(労働基準監督官が予告なく事業場を訪れ、労働条件と安全衛生の調査を行うこと)を実施いたし

60・9%の事業場で、労働基準法、労働安全衛生法の違反が認められました。この比率を違反率といいますが、愛知労働局全体の平成30年の違反率は60・8%ですので、ほぼ同じ違反率となっております。

違反率が高い業種は、

## 違反率

ました。

名古屋北労働基準監督署(件)

| 労働安全衛生法   |        |        |      |        |      | じん肺法 |
|-----------|--------|--------|------|--------|------|------|
| 元方事業者、注文者 | 定期自主検査 | 安全衛生教育 | 就業制限 | 作業環境測定 | 健康診断 |      |
| 0         | 39     | 12     | 3    | 32     | 73   | 6    |
| 6         | 0      | 0      | 0    | 1      | 11   | 1    |
| 0         | 3      | 0      | 0    | 0      | 20   | 0    |
| 6         | 43     | 12     | 3    | 33     | 107  | 7    |
| 0         | 4      | 1      | 0    | 1      | 38   | 0    |
| 0         | 0      | 0      | 0    | 0      | 13   | 0    |
| 0         | 1      | 0      | 0    | 1      | 23   | 0    |
| 0         | 0      | 0      | 0    | 1      | 68   | 0    |
| 0         | 6      | 1      | 0    | 3      | 158  | 0    |
| 6         | 49     | 13     | 3    | 36     | 265  | 7    |

## 労働条件等に関する違反

違反件数の最も多いのが労働時間304件(24・4%)で、次いで割増賃

金290件(23・3%)です。労働時間については、36協定未提出、36協定期間超過、特別条項の適用回数超過、割増賃金については、賃金不払残業、割増計算方法の不備等の違反が認められました。

過重労働による健康障害防止及び長時間労働対策は、労働行政の最重要

## 目次

|                        |      |
|------------------------|------|
| 「平成30年監督指導白書」          | 2    |
| 行政の焦点                  | 6    |
| 監督署の窓                  | 8    |
| 治療と仕事の両立支援アンケート結果報告    | 9    |
| 質問にお答えします              | 13   |
| 有給休暇5日取得義務化            | 14   |
| 長時間労働削減のために(22)完       | 21   |
| 本年度社労士試験合格者体験記(3)      | 22   |
| 弁護士に聴く(60)             | 29   |
| 我が家のタカラ                | 30   |
| 社会保険労務士が答える企業の労務管理(42) | 31   |
| こちら企業の労働110番です(100)    | 32   |
| 愛知紛争調整委員続・残月録(96)      | 33   |
| わたしのジ・ハード(195)         | 34   |
| 名北セーフティ・アドバイザー(146)    | 35   |
| 表紙II梅香る                | 丹羽省吾 |



安全基準違反とは、機械への挟まれ・巻き込ま

れによる労働災害を防止するための、安全カバーや安全装置が設置されていない、フォークリフト等荷役運搬機械との接触災害を防止するために作業計画を作成していない、高さ2 m以上の作業床や通路の端からの墜落災害を防止するための手すり等を設置していない、天

井クレーンのフックの外れ止め防止装置を補修していないといったものです。法で定められた安全基準を遵守し、従業員を労働災害から守ってください。

衛生基準違反とは、例えばトルエン、キシレンなどの有機溶剤やエチルベンゼン、ジクロロメタンなどの特別有機溶剤（特定化学物質）を用いて塗装、洗浄などの作業を行う場合、発生する有害な蒸気を、屋外に排出する局所排気装置を設置していない、作業主任者

を選任していない、6か月に1回作業環境測定を実施していない、6か月に1回特殊健康診断を実施していないといったものです。化学物質は、口、目、皮膚などを通して体内に取り込まれます。めまい、嘔吐、意識混濁などの急性中毒や、肝障害、腎障害などの慢性中毒症状をもたらすだけでなく、発がん性が認められている物質も多く存在します。法で定められた衛生基準を遵守し、これらの職業性疾病から従業員を守ってください。

し、労働契約内容を明らかにしておくことが必要不可欠で、労働者数が10人以上の事業場においては、作成した就業規則を労働者に説明し、周知を図ることが必要です。

労働者等からの申告により、過去に遡って数百万円の追加支給を余儀なくされた会社もあります。トラブルが発生する前に、いま一度、賃金制度を見直し、割増賃金が適正に支払われているかの確認をお願いいたします。

申告とは、労働者が「給料が払われない」「残業代が支払われない」「解雇予告手当が払われない」「健康診断が実施されない」などの労働関係法違反について、監督署に個別救済を